

唐津看護専門学校 看護専門課程

同窓会規約

唐津看護専門学校
看護専門課程 同窓会

〒847-0011

佐賀県唐津市栄町 2588-8

唐津看護専門学校内

TEL0955-74-6125

FAX0955-74-6136

同窓会規約

第 一 章 名 称

第 1 条 本会は唐津看護専門学校看護専門課程同窓会と称す。

第 二 章 目 的

第 2 条 本会は会員の自治によって同窓生の親睦と福祉を計ると共に、専門
学術の研究に努める事を目的とする。

第 三 章 本 部

第 3 条 本会は本部を学校の所在地におく。

〒847-0011 佐賀県唐津市栄町 2588 番地の 8

第 四 章 資金及び会計

第 4 条 本会の経費は会費及び寄付金などの収入による。

但し、会費は原則として終身会費として学校卒業時に徴収する。

(終身会費 5, 0 0 0 円)

第 五 章 顧 問

第 5 条 顧問は現学校長として本会の運営につき相談役となる。

第 六 章 会 員

第 6 条 本会の会員は正会員及び名誉会員とする。

第 7 条 正会員は学校の課程を修了した者とする。

第 8 条 名誉会員は学校の業務に携わる者とする。

第 9 条 名誉会員は役員になり総会で票決に加わる事を認めない。

第 10 条 正会員は規約の定める所により会費を納めなければならない。

第 七 章 役員及び任務

第 11 条 本会に次の役員をおく。

① 会 長	1 名
② 副 会 長	2 名
③ 書 記	1 名
④ 会 計	2 名
⑤ クラス会員	各 2 名

第 12 条 役員の任期は 2 年間として欠員の場合は任期が終了するまでの
期間会長が指名する。

第 13 条 任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。

第 14 条 会長は会を代表し会務を統理する。

第 15 条 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時その職務を代行する。

第 16 条 1. 役員は役員会を組織し会の執行を司る。

2. 役員は会議及び研修会等の企画を行う。

第 八 章 会 議

第 17 条 会議は役員会及び総会の二種とし定期及び臨時とする。

第 18 条 定期総会は 2 年に 1 回開催する

第 19 条 次の事項は総会の承認を必要とする。

① 収支決算

② 予算に関する事項

③ 会則の変更

④ その他役員会で総会の決議を必要と認めたもの

⑤ 総会に於いて出席会員からは発議され成立した事項

⑥ 役員選出

第 20 条 会長は必要があると認めた時は臨時総会を招集する事ができる。

又、次の場合臨時総会を招集しなければならない。

① 役員会が総会の招集を必要と認めた時

- ② 会員の過半数が書面により会議の目的たる事項を示して

総会招集を要求した時

第 21 条 総会は総会出席会員の過半数の表決によって成立する。

(但し、委任状を含む)

第 22 条 会議の承認又は決議は出席会員の討論を経て、出席会員の過半数の

表決によって行い、可否同数の時は議長がこれを決する。

第 23 条 役員会は次の事について審議する。

- ① 総会の開催日時、目的及び場所に関する事

- ② 本会会則の改定案作成及び総会提出に関する事項

第 九 章 附 則

第 24 条 会員の住所、勤務先の変更及び改姓の際は直ちに唐津看護専門学校

看護専門課程同窓会本部まで連絡する義務がある。

第 25 条 役員を除く正会員の中より監査を二名選出する。

第 26 条 会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第 27 条 同窓会役員選出に於いて、会長は随時次任期生に引き継ぐ。

第 28 条 学校長、理事、専任教師の弔辞の際は、花輪を贈る。

附則

本規約は昭和 54 年 8 月 1 日より施行する

本規約は平成 24 年 6 月 30 日より施行する